

所得税の確定申告

昨年1年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額に対する税金を確定し、納め過ぎた税金、納め足りない税金を精算するものです。

町・県民税の申告

平成12年度の町・県民税の算出の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

ただし、所得税の確定申告をした人は、町・県民税の申告をする必要はありません。

確定申告が必要な人

- 事業所得（商業、工業、農業、医業、漁業などからの所得）や不動産所得（地代家賃）などのある人で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人
- サラリーマンで年収が二十万円を超える人、給与以外の所得が二十万円を超える人、2力所以上から給与を受ける人

申告すれば税金が戻る人

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- マイホームをローンなどで取得したとき
- 多額の医療費を支払ったとき
- 災害や盗難にあったとき
- 年の途中で退職し、再就職をしなかった人で、年末調整を受けなかったとき

奥さまと税

- パートタイムで働く奥さまにとって、気になるのが収入と税金の関係です。
- ご主人に所得があり、奥さまにパート収入がある場合、ご主人は、奥さまの収入に応じて次のとおり配偶者控除と配偶者特別控除が受けられます。
- ①配偶者控除は、奥さまのパート収入が百三万円以下であれば受けられます。
 - ②配偶者特別控除は、奥さまの所得によって調整されます。

《所得税の主な改正点》

□ 最高税率が引き下げられました。

所得税の最高税率が50%から37%に引き下げられるとともに、最高税率が適用される所得金額が1,800万円を超える部分の金額となりました。

課税所得金額	改正前	改正後
330万円以下	10%	10%
330万円超 900万円以下	20%	20%
900万円超 1,800万円以下	30%	30%
1,800万円超 3,000万円以下	40%	37%
3,000万円超	50%	

□ 扶養控除額が引き上げられました。

扶養控除額が次の扶養親族の区分に応じて引き上げられました。

扶養親族の区分	改正前	改正後
年少扶養親族（16歳未満）	38万円	48万円
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	58万円	63万円

□ 定率減税（20%）が実施されます。

平成11年分以後の所得税について、所得税額の一定割合が減税（定率減税）されることになりました【上限25万円】



ますが、パート収入が百四十一万円未満であれば受けられることができます。

なお、外交員、集金人、検針員等の報酬や内職については、パート収入と異なる計算方法があります。

詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務相談室やお近くの税務署にお気軽にお尋ねください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 申告書が送られている人は、その申告書
- 給与や公的年金などのある人は、その源泉徴収票
- 医療控除を受ける人は、支払った医療費の領収・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
- 領収書等は、整理し内訳書に記入の上持参してください。
- 社会保険料控除を受ける人は、国民年金、国民健康保険料などの納付済額通知書
- 生命保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- 損害保険料控除を受ける人は、支払保険料の証明書
- 住宅取得等特別控除を受ける人は、住民票の写し、登記簿謄本、売買契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
- 障害者控除を受けられる人は、障害者手帳

